

利用約款

事業所名	元亀の里
事業所番号	4251180032
事業種別	(介護予防) 通所リハビリテーション

(約款の目的)

第1条 (介護予防) 通所リハビリテーション元亀の里（以下「当事業所」という。）は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した（介護予防）通所リハビリテーションサービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人または支払誓約者は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が利用同意書及び誓約書を当事業所に提出したのち、2025年8月1日以降から効力を有します。ただし、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たに利用同意書及び誓約書により、それぞれの同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、利用者と共に本約款等における契約履行に対し責任を負う者として、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- ③ 居住地から当事業所まで、原則3時間以内で移動可能であること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帶して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 事業所からの連絡に対しては、原則として常時対応できるようすること。
- 4 医師等の意見により当事業所が利用者に意思能力を欠く状態と判断した場合、利用者の等施設に対する同意権の行使（不行使）及び利用者のためにすべき事務手続きについて、身元引受人が、利用者の包括的な代理権を有するものとします。

- 5 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、第3項各号の責任を負わない場合、または当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為または反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てる求めることができます。ただし、第1項ただし書の場合はこの限りではありません。
- 6 身元引受人の請求があったときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(支払誓約者（連帯債務者）)

第4条 利用者は、第3条第2項に定める債務を利用者と連帯して支払う責任について、身元引受人の責とせず、次の各号の要件を満たす支払誓約者（連帯債務者）を立てる求めることができます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 支払誓約者は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 支払誓約者が第1項各号の要件を満たさない場合、または当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為または反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその支払誓約者に代わる新たな支払誓約者を立てる求めることができます。ただし、第1項ただし書の場合はこの限りではありません。

(連帯保証人)

第5条 利用者は、利用者及び身元引受人が本約款上生じた債務を履行できない場合にその履行義務を利用者と同様に負う者として、次の各号の要件を満たす連帯保証人を立てます。ただし、利用者が連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 利用者と別に生計を営む成年者であること。ただし、利用者の配偶者を除きます。
- ② 行為能力者であること。
- ③ 弁済をする資力を有すること。
- 2 連帯保証人は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 連帯保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、または当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為

または反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその連帯保証人に代わる新たな連帯保証人を立てることを求めることができます。ただし、第1項ただし書の場合はこの限りではありません。

- 4 連帯保証人の請求があったときは、当事業所は連帯保証人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第6条 利用者は、当事業所に対し、利用終了の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく利用契約を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）

- 2 身元引受人も前項と同様に利用契約を解除することができます。ただし、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、（介護予防）通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

第7条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用契約を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立（非該当）と認定された場合
- ② 利用者が介護保険施設に入所、または医療機関に入院した場合。（ただし最終利用日以後2か月以内に利用を再開する場合にあっては、利用は継続しているものとみなすことができる。）または、2か月以上にわたって利用がない場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人（第4条により支払誓約者を立てている場合は支払誓約者。以下「身元引受人（または支払誓約者）」とする。）が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、利用者及び身元引受人（または支払誓約者）ならびに連帯保証人に対し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当事業所、当事業所の職員または他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合

- ⑥ 第3条第5項、第4条第3項、第5条第3項の規定に基づき、当事業所が新たな身元引受人、支払誓約者、または連帯保証人（以下「身元引受人等」という。）を立てる求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。ただし、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、事業所・設備の故障その他やむを得ない理由により、サービスの提供を行うことができない場合
- ⑧ 利用者が死亡した場合

(利用料金)

- 第8条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく（介護予防）通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当事業所は、利用者、身元引受人または利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月5日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。
 - 3 当事業所は、利用者または身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人または利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第9条 当事業所は、利用者の（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当事業所は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。ただし、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当事業所が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当事業所は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じ

ます。ただし、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第10条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第11条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人等、ならびにこれらの親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第12条 当事業所は、サービス提供中に利用者の心身の状態が急変した場合その他必要な場合は、利用者の主事の医師に対し、緊急に連絡します。

- 2 当事業所は、利用者に対し、事業所医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関等での診療を依頼することができます。
- 3 前2項のほか、利用契約中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者の身元引受人に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第13条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関等での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当事業所は利用者の身元引受人及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望または苦情等の申出)

第14条 利用者、ならびに身元引受人等は、当事業所の提供する（介護予防）通所リハビリテーションサービスに対しての要望または苦情等について、事業所担当者に申し出ることができます、または、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第15条 （介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人（または支払誓約者）は、連帶して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第16条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

(裁判管轄)

第17条 利用者、身元引受人、支払誓約者及び連帯保証人と当事業所は、本約款に基づくサービス提供に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業所の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

<別紙1>

サービスを提供する事業所について

(2025年8月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	元亀の里
開設年月日	2000年4月1日
所在地	〒851-3406 長崎県西海市西彼町鳥加郷 2201 番地2
電話番号 (FAX)	0959-28-1100 (0959-28-1028)
管理者名	施設長 吉野サト子
介護保険指定番号	4251180032

(2) (介護予防) 通所リハビリテーションの目的と運営方針

事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とします。
運営の方針	理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

(3) 事業所の職員体制

職種	人員数	勤務体制	業務内容
管理者	1名	A	業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
医師	1名	A	利用者及び理学療法士等に対して、介護、機能訓練及び健康管理上の指導等を行う。
理学療法士 作業療法士	2名以上	A	リハビリテーションの計画及び実施、またその指導等を行う。
看護職員・介護職員	2名以上	A	利用者に対し必要な介護を行う。
歯科衛生士	1名以上	A	利用者の口腔衛生管理、職員への指導等を行う。

[A]日勤 (8:30-17:30)

(4) 利用定員、営業日・営業時間及び通常の事業の実施地域

利用定員	20名
営業日・時間	月～土曜日・8時30分～17時30分
通常の事業実施地域	西海市西彼町、及び長崎市（旧琴海町の地域に限る。）

2. サービス内容

- ① (介護予防) 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 送迎
- ③ 健康チェック
- ④ 介護
- ⑤ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。)
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 食事の提供
- ⑧ 口腔衛生の管理
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 緊急時等における対応方法等

サービスの提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の主治の医師に連絡する等の措置を講じます。また、天災その他の災害が発生した場合には、必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じます。

4. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、身元引受人及び利用者を担当する居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、その事故が賠償すべきものである場合には、速やかに損害賠償を行います。

5. 秘密保持

当事業所の職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう、また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、雇用契約の際に文書にて誓約しております。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書によりお受けすることとします。

6. 資質向上のための研修の機会の確保

職員の資質向上のため、原則として採用後の1か月以内、またその後隨時に研修の機会を確保いたしております。

7. 利用に当たっての留意事項

- 敷地内はすべて禁煙です。建物の内外を問わず、駐車場や駐車中の車内も禁煙であり、加熱式たばこ等についてもご遠慮ください。 (健康増進法の規定による。)
- 飲食物の大量の持ち込みに関しては、利用者の健康管理・衛生管理上、原則としてお断りしております。

- 当事業所では、ご利用いただく皆様方に余分な負担をおかけしないという趣旨から、謝礼、贈り物等につきましては堅くお断りします。
- 利用のキャンセルについては、利用予定日前日の 16 時までにお申し出ください。
(期限までにお申し出がない場合、予定食費のご負担が必要になります。)
- サービスの提供を受けるにあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡してくださるようお願いします。

8. 非常災害対策

- 事業所は、建築基準法、消防法、ならびにその他法令に適合する建築物であり、常に点検整備を行っております。

9. 事業所では、非常災害対策に対する具体的な計画（消防、風水害ならびに地震等）及び自然災害に係る業務継続計画を作成し、これに基づき、計画的な研修及び訓練を含め、様々な対策を実行しております。第三者評価の実施状況

- 事業所では、第三者評価を受審しておりません。

10. 禁止事項

- 当事業所では、多くの方に安心してご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- 職員に対し、身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げる、唾を吐く等）、精神的暴力（暴言、嫌がらせ、誹謗中傷等）、セクシャルハラスメント（胸をさわる、卑猥な行動や言動等）などの著しい迷惑行為があり、事業所のお願いで改善が見込めない場合や事業所がサービスの提供が出来ないと、事業所が判断した場合は、サービスの中止もしくは契約の解除を行い、保険者へ状況を報告します。

11. 要望相談及び苦情について

相談及び苦情の受付、ならびにその対応については、【別紙】のとおり体制を整備しております。

なお、利用に係る一般的なことについては、お気軽にご相談ください。

<別紙2>

サービスの内容及び費用について

(2025年8月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. (介護予防) 通所リハビリテーションサービス

居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいた通所リハビリテーション計画により、要介護等の認定を受けた方が在宅での生活を継続できるよう、心身機能の維持・回復を図るため、日帰りで施設に通っていただき、リハビリテーションおよび入浴などの介護を行います。

3. 利用料金

利用料金は、以下に示す、(1)および(2)の保険給付の自己負担額（厚生労働大臣の定める基準による。）、ならびに(3)のその他の料金の合計額を、(4)の支払い方法によりお納めください。

(1) 提供するサービスの利用料

① 通所リハビリテーション（6時間以上7時間未満）

介護度	全額	1割負担	2割負担	3割負担	単位
要介護1	7,150	715	1,430	2,145	円/回
要介護2	8,500	850	1,700	2,550	円/回
要介護3	9,810	981	1,962	2,943	円/回
要介護4	11,370	1,137	2,274	3,411	円/回
要介護5	12,900	1,290	2,580	3,870	円/回

② 介護予防通所リハビリテーション

介護度	全額	1割負担	2割負担	3割負担	単位
要支援1	22,680	2,268	4,536	6,804	円/月
要支援2	42,280	4,228	8,456	12,684	円/月

(2) 各種加算（実施した場合）

① 通所リハビリテーション

加算名	全額	1割負担	2割負担	3割負担	単位
リハビリテーション提供体制加算4	240	24	48	72	円/回
入浴介助加算I	400	40	80	120	円/日
入浴介助加算II	600	60	120	180	円/日

リハマネ加算イ	5,600	560	1,120	1,680	円/月
リハマネ加算イ (6か月超)	2,400	240	480	720	円/月
リハマネ加算ロ	5,930	593	1,186	1,779	円/月
リハマネ加算ロ (6か月超)	2,730	273	546	819	円/月
リハマネ加算ハ	7,930	793	1,586	2,379	円/月
リハマネ加算ハ (6か月超)	4,730	473	946	1,419	円/月
リハマネ加算 (医師により説明)	2,700	270	540	810	円/月
短期集中個別リハ実施 加算	1,100	110	220	330	円/日
認知症短期集中リハ加 算 (I)	2,400	240	480	720	円/日
認知症短期集中リハ加 算 (II)	19,200	1,920	3,840	5,760	円/月
生活行為向上リハ実施 加算	12,500	1,250	2,500	3,750	円/月
若年性認知症利用者受 入加算	600	60	120	180	円/日
栄養アセスメント加算	500	50	100	150	円/月
栄養改善加算	2,000	200	400	600	円/回
口腔・栄養スクリーニ ング加算(I)	200	20	40	60	円/回
口腔・栄養スクリーニ ング加算(II)	50	5	10	15	円/回
口腔機能向上加算IIイ	1,550	155	310	465	円/回
口腔機能向上加算IIロ	1,600	160	320	480	円/回
重度療養管理加算	1,000	100	200	300	円/日
科学的介護推進体制加 算	400	40	80	120	円/月
送迎減算	-470	-47	-94	-141	円/回
退院時共同指導加算	6,000	600	1,200	1,800	円/回
サービス提供体制強化 加算(III)	60	6	12	18	円/回

② 介護予防通所リハビリテーション

加算名	全額	1割負担	2割負担	3割負担	単位
生活行為向上リハビリテーション実施加算	5,620	562	1,124	1,686	円/月
若年性認知症利用者受入加算	2,400	240	480	720	円/月
12か月超利用減算(要支援1)	-1,200	-120	-240	-360	円/月
12か月超利用減算(要支援2)	-2,400	-240	-480	-720	円/月
退院時共同指導加算	6,000	600	1,200	1,800	円/回
栄養アセスメント加算	500	50	100	150	円/月
栄養改善加算	2,000	200	400	600	円/月
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	200	20	40	60	円/回
口腔・栄養スクリーニング加算(II)	50	5	10	15	円/回
口腔機能向上加算II	1,600	160	320	480	円/月
一体的サービス提供加算	4,800	480	960	1,440	円/月
科学的介護推進体制加算	400	40	80	120	円/月
サービス提供体制強化加算III(要支援1)	240	24	48	72	円/月
サービス提供体制強化加算III(要支援2)	480	48	96	144	円/月

- * 介護職員等処遇改善加算IIとして事業所サービス費及び実施した加算の合計の8.3%に相当する額が加算されます。
- * 保険給付の自己負担額については、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じて「1割負担」、「2割負担」または「3割負担」となります

(3) その他の料金 (*がつく項目は消費税課税項目です。)

- ① 昼食代 1食あたり 500円
- ② おむつ代 実費
- ③ 通常実施地域外交通費* 実費
- ④ 日常生活費* 実費
- ⑤ その他(文書料*など) 実費

(4) 支払い方法

- 利用料金は、毎月 5 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 15 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。領収書は再発行できませんので、大切に保管ください。
- お支払い方法は、以下のいずれかの方法があります。なお、支払いに係る手数料は各自ご負担ください。
 - 口座振替： 事前に、所定金融機関（十八親和銀行又はゆうちょ銀行）への手続きが必要です。口座番号等のわかるものと通帳印をお持ちいただき、窓口でお申し込みください。手続き後は、請求月の 15 日（土日祭日にあたる場合はその翌日）に請求金額が口座から振り替えられます。
 - 銀行振込： 利用料請求明細書に記載に口座へお振込みください。
 - 現金またはクレジットカード： シニアヴィレッジせいひ（長崎県西海市西彼町鳥加郷 2201-2）の窓口へ現金もしくはクレジットカード（取り扱いのないクレジットカードもあります。ご了承ください。）をお持ちください。なお、窓口での取り扱いは、毎月 5～15 日の午前 9 時から午後 4 時までです。これ以外の期間は、銀行振込でお支払いくださいますようお願いいたします。

<別紙3>
個人情報の利用目的

(2025年8月1日現在)

元亀の里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔(介護予防) 通所リハビリテーション内部での利用目的〕

- 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - ◇ 利用開始・終了等の管理
 - ◇ 会計・経理
 - ◇ 事故等の報告
 - ◇ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ◇ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ◇ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ◇ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ◇ 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ◇ 保険事務の委託
 - ◇ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ◇ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

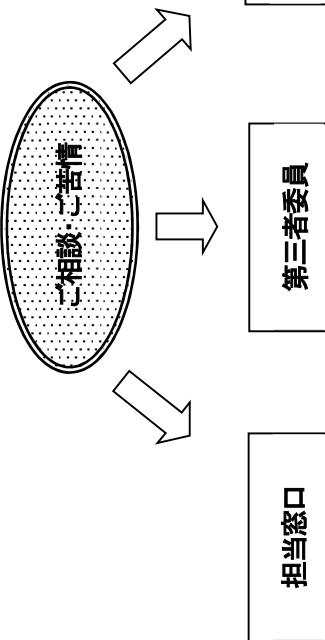
- 当事業所の管理運営業務のうち
 - ◇ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ◇ 当事業所において行われる学生の実習への協力
 - ◇ 当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

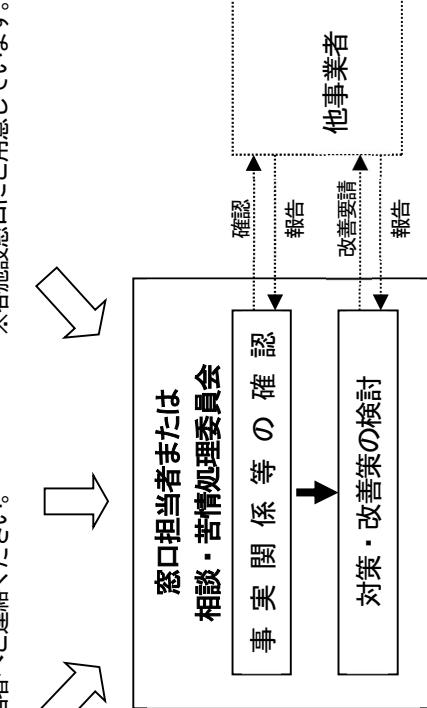
- 当事業所の管理運営業務のうち
 - ◇ 外部監査機関への情報提供

ご相談・ご苦情について

社会福祉法人せいいひ会では、より質の高い開かれたサービスの提供を目指すため、皆様のご相談・ご苦情に、迅速かつ適切に対応できる体制を、下記のとおり整えております。下記の窓口または意見箱をご利用いただき、何なりとお申し付けください。



※別表の担当者へご連絡ください。



なお、下記公共機関窓口でも相談・苦情を受付けています。

● 西海市保健福祉部長寿介護課	☎ (0959)37-0024
● 長崎市高齢者すこやか支援課	☎ (095)829-1146
● 長崎県国民保険連合会	☎ (095)826-1599

各市町村の介護保険担当窓口でも受付けています。